No.７

令和６年（３月）

第１回定例会議案

熊谷市

目　　次

議案番号	議案名	所管課	頁
第　１　号	専決処分の承認を求めることについて （令和５年度熊谷市一般会計補正予算（第８号)）	財　政　課	１
第　２　号	専決処分の承認を求めることについて （市長及び副市長の給料の減額支給に関する条例)	職　員　課	１０
第１２号	熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例	市　民　課 都市計画課	１３
第１３号	熊谷市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例	スポーツタウン推進課	１６
第１４号	熊谷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	消防総務課	１７
第１５号	熊谷市消防関係事務手数料徴収条例の一部を改正する条例	予　防　課	１９
第１６号	熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	職　員　課	２２
第１７号	事業契約の締結について （(仮称）道の駅「くまがや」整備事業(その１)）	東部地域開発推進室	２５
第１８号	市道路線の認定について	管　理　課	２６
第１９号	市道路線の廃止について	管　理　課	２８

議案第１号

専決処分の承認を求めることについて

令和５年度熊谷市一般会計補正予算（第８号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和６年２月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

専決処分書

令和５年度熊谷市一般会計補正予算（第８号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和６年１月３１日

熊谷市長　小　林　哲　也

令和５年度熊谷市一般会計補正予算（第８号）

令和５年度熊谷市の一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５２１，２０９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７７，５７２，５９５千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和６年１月３１日

埼玉県熊谷市長　小　林　哲　也

第 1 表　　歳入歳出予算補正

歳　　入　　単位　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		16,160,740	521,209	16,681,949
	2 国庫補助金	5,178,749	521,209	5,699,958
歳入合計		77,051,386	521,209	77,572,595

歳　　出

単位　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3　民生費		34,270,788	521,209	34,791,997
	1　社会福祉費	16,879,092	521,209	17,400,301
歳　　出　　合　　計		77,051,386	521,209	77,572,595

1　総　括

歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

（歳　　入）　　単位　千円

款	補正前の額	補正額	計
15　国庫支出金	16,160,740	521,209	16,681,949
歳　　入　　合　　計	77,051,386	521,209	77,572,595

（歳　　出）　　単位　千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3　民生費	34,270,788	521,209	34,791,997	521,209	0	0	0
歳出合計	77,051,386	521,209	77,572,595	521,209	0	0	0

2　歳　入

第 15款 国庫支出金　　521,209

第　2項 国庫補助金　　521,209

単位　千円

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　額	
9 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	0	521,209	521,209	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	521,209	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金　（定額）　521,209
計	5,178,749	521,209	5,699,958			

3　歳　出

第　3款 民生費　　521,209

第　1項 社会福祉費　　521,209

単位　千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業名	節区分	説明
				特定財源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉総務費	13,442,107	521,209	13,963,316	521,209	0	0	0	○ 低所得者等支援給付金給付事業	10 需用費	消耗品費 350
									11 役務費	郵便料 1,900
										情報通信費 59
										手数料 800
									12 委託料	委託料 18,100
									18 負担金、補助及び交付金	低所得者等支援給付金 500,000
計	16,879,092	521,209	17,400,301	521,209	0	0	0			

議案第２号

専決処分の承認を求めることについて

市長及び副市長の給料の減額支給に関する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和６年２月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

専決処分書

市長及び副市長の給料の減額支給に関する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和６年１月２２日

熊谷市長　小　林　哲　也

市長及び副市長の給料の減額支給に関する条例

市長及び副市長（市長が別に定める者に限る。）の令和６年２月及び同年３月の給料は、熊谷市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費等に関する条例（平成１７年条例第４８号）別表第１に規定する給料月額に１０分の１を乗じて得た額を減じてそれぞれ支給する。

附　則

この条例は、令和６年２月１日から施行する。

議案第１２号

熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例

熊谷市手数料徴収条例（平成１７年条例第６６号）の一部を次のように改正する。

別表第１１号中「戸籍の記録事項証明書（全部、個人、一部）」を「戸籍証明書」に改める。

別表第１２号の次に次の１号を加える。

１２の２	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成１２年自治省令第５号）第１条の２に規定する電子情報処理組織を使用する方法による場合又は同一事項の戸籍の謄抄本若しくは戸籍証明書と同時に請求する場合を除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号１件につき　４００円

別表第１３号中「除かれた戸籍の記録事項証明書（全部、個人、一部）」を「除籍証明書」に改める。

別表第１４号の次に次の１号を加える。

１４の２	除籍電子証明書提供用識別符号の発行（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令第１条の２に規定する電子情報処理組織を使用する方法による場合又は同一事項の除籍の謄抄本若しくは除籍証明書と同時に請求する場合を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号１件につき　７００円

別表第１５号中「又は届書その他の書類の記載事項の証明書」を「、届書その他の書類の記載事項又は届書等情報の内容の証明書」に改める。

別表第１６号中「その他の書類」の次に「又は届書等情報の内容を表示したもの」を加え、「書類１件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したもの１件」に改める。

別表中第３６号の２を削り、同表第３６号の３中「租税特別措置法施行令」の次に「(昭和３２年政令第４３号)」を加え、同号を同表第３６号の２とし、第３６号の４を第３６号の３とする。

附　則

この条例は、令和６年３月１日から施行する。ただし、別表中第３６号の２を削り、同表第３６号の３中「租税特別措置法施行令」の次に「(昭和３２年政令第４３号)」を加え、同号を同表第３６号の２とし、第３６号の４を第３６号の３とする改正規定は、公布の日から施行する。

令和６年２月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正等に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を新たに徴収等するとともに、特定の民間再開発事業の認定申請に係る手数料を廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第１３号

熊谷市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例

熊谷市スポーツ推進審議会条例（平成１７年条例第１１５号）の一部を次のように改正する。

第４条に次の１号を加える。

⑶　公募による市民

附　則

この条例は、令和６年５月１日から施行する。

令和６年２月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市スポーツ推進審議会の委員に公募による市民を加えたいので、この案を提出するものであります。

議案第１４号

熊谷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

熊谷市消防団員等公務災害補償条例（平成１７年条例第２２６号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第２号中「８，９００円」を「９，１００円」に改める。

別表中「１２，４４０円」を「１２，５００円」に、「１３，３２０円」を「１３，３５０円」に、「１０，６７０円」を「１０，８００円」に、「１１，５５０円」を「１１，６５０円」に、「８，９００円」を「９，１００円」に、「９，７９０円」を「９，９５０円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の熊谷市消防団員等公務災害補償条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

令和６年２月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」の一部改正に伴い、損害補償の補償基礎額の改定を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第１５号

熊谷市消防関係事務手数料徴収条例の一部を改正する条例

熊谷市消防関係事務手数料徴収条例（平成１８年条例第１８２号）の一部を次のように改正する。

別表２の項中「特定屋外タンク貯蔵所（」の次に「浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び」を加え、

「

				岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が４００，０００キロリットル未満のもの	５，９３０，０００円

」を

「

			浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が１，０００キロリットル以上５，０００キロリットル未満のもの	１，４５０，０００円
				危険物の貯蔵最大数量が５，０００キロリットル以上１０，０００キロリットル未満のもの	１，７２０，０００円
				危険物の貯蔵最大数量が１０，０００キロリットル以上５０，０００キロリットル未満のもの	１，９２０，０００円
				危険物の貯蔵最大数量が５０，０００キロリットル以上	２，３６０，０００円

」

				１００，０００キロリットル未満のもの	
				危険物の貯蔵最大数量が１００，０００キロリットル以上２００，０００キロリットル未満のもの	２，７４０，０００円
				危険物の貯蔵最大数量が２００，０００キロリットル以上３００，０００キロリットル未満のもの	５，６４０，０００円
				危険物の貯蔵最大数量が３００，０００キロリットル以上４００，０００キロリットル未満のもの	７，２４０，０００円
				危険物の貯蔵最大数量が４００，０００キロリットル以上のもの	８，７９０，０００円
			岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が４００，０００キロリットル未満のもの	５，９３０，０００円

に

」

改める。

別表３の項及び４の項中「及び準特定屋外タンク貯蔵所」を「、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所」に改める。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

令和６年２月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の設置に係る許可の申請に対する審査手数料等を新たに徴収するとともに、文言の整備を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第１６号

熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和元年条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第１０項中「６月以上」を「２月以上」に、「以下この条」を「次項及び第１２項（これらの規定を第６条第５項において準用する場合を含む。）」に改め、同条に次の４項を加える。

１４　第１号会計年度任用職員の勤勉手当は、任期が２月以上の者（規則で定める者を除く。）で６月１日及び１２月１日（以下この項及び第１６項（これらの規定を第６条第６項において準用する場合を含む。）において「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに、その者の基準日以前６か月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。

１５　第１号会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、第１号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該第１号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に１００分の１０２．５を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

１６　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において第１号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額に相当する額として規則で定める額とする。

１７　前３項に規定するもののほか、第１号会計年度任用職員の勤勉手当は、一般職常勤職員の例により支給する。

第３条第１項第２号中「１万５，０００円」を「２万円」に改め、同条第２項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、「第１３項」

を「第１７項」に改める。

第４条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第６条第１項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第５項中「、「以下この条」とあるのは「第６条第５項において準用する第２条第１１項及び第１２項」と」を削り、「第２条第１１項」と」の次に「、「報酬の月額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と」を加え、同条に次の１項を加える。

６　第２条第１４項から第１７項までの規定は、第２号会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。この場合において、同条第１４項中「者（規則で定める者を除く。）」とあるのは「者」と、同条第１６項中「前項」とあるのは「第６条第６項において準用する第２条第１５項」と、「報酬の月額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、同条第１７項中「前３項」とあるのは「第６条第６項において準用する第２条第１４項から第１６項まで」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（熊谷市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

２　熊谷市職員の育児休業等に関する条例（平成１７年条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「令和元年条例第３３号」の次に「。次項において「会計年度任用職員報酬等条例」という。」を加え、同条第２項中「第１６条の４第１項」の次に「又は会計年度任用職員報酬等条例第２条第１４項」を加え、「（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員（次条におい

て「会計年度任用職員」という。）を除く。)」を削る。

第８条中「職員（」の次に「地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する」を加える。

（熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

３　熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成１７年条例第２２４号）の一部を次のように改正する。

第１８条第１項中「、第１３条」を削り、同条第２項中「第１２条」の次に「及び第１３条」を加え、「６月」を「２月」に改める。

令和６年２月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「地方自治法」の一部改正に伴い、会計年度任用職員への勤勉手当の支給等を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第１７号

事業契約の締結について

次のとおり事業契約を締結することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第１２条の規定により、議決を求める。

１　名　　称　（仮称）道の駅「くまがや」整備事業（その１）

２　場　　所　熊谷市池上地内

３　概　　要　⑴　設計
⑵　土木工事
⑶　土木工事の監理
⑷　開業準備
⑸　維持管理
⑹　運営

４　契約金額　２，６８３，０９９，１２６円

５　契約の相手方　熊谷市太井１８２７番地
熊谷ＲＳマネジメント株式会社
代表取締役　林　　隆　志

６　契約期間　契約締結の日から令和２５年３月３１日まで

令和６年２月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

（仮称）道の駅「くまがや」整備事業の事業契約を締結したいので、この案を提出するものであります。

議案第１８号

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、別紙記載の路線を市道路線として認定することについて、議決を求める。

令和６年２月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道路線として認定したいので、この案を提出するものであります。

別紙

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
1	市道　20627　号線	下奈良字中妻西６１５番３地先	
		下奈良字中妻西６２１番２地先	
2	市道　41135　号線	美土里町二丁目７０番５地先	
		美土里町二丁目７０番１０地先	

議案第１９号

市道路線の廃止について

道路法(昭和２７年法律第１８０号)第１０条第３項の規定により、別紙記載の市道路線を廃止することについて、議決を求める。

令和６年２月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

和田吉野川の改修工事及び県道本庄妻沼線の拡幅区間の供用開始に伴い、市道路線を廃止したいので、この案を提出するものであります。

別紙

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
1	市道　90412　号線	平塚新田字下耕地４０番１地先	
		平塚新田字下耕地４１番地先	
2	市道　妻沼3374　号線	永井太田字西南１３３７番地先	
		永井太田字間の道１２８１番１地先	